

一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第四条第四項第三号イの放射線量の水準を十分間以上継続して検出すること。

二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。

4 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第四条第四項第三号イの放射線量の水準又は第二項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとす

一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの

イ 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が	(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。
---	---

存在しない場合を除く。）

のによる注水が直ちにできないこと。

(3) 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。

(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上継続すること。

(5) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。

(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限り。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。

(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

(8) 原子炉制御室外操

作盤室の環境が悪化するにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

(9) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

(10) 火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第二条第二項第八号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。

(11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

(12) 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

ロ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が

(13) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

(14) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。

(2) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全

が存在しない場合を除く。

- (3) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。
- (4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。
- (5) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- (6) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵層の水位を測定できないこと。
- (7) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化するにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- (8) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備

- の全ての機能が喪失すること。
- (9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- (10) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- (11) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- (12) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、おそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- (13) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必

ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

- 要がある事象が発生すること。
- (1) 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
- (2) 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- (3) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。
- (4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。
- (5) 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。

- (6) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵層の液位を測定できないこと。
- (7) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化するにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- (8) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- (9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- (10) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- (11) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、

<p>ニ ナトリウム冷却型高速炉（ハ）に規定するものを除く。に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	
<p>(1) 原子炉の運転中に原子炉冷却材を中み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 (2) 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 (3) 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。 (4) 原子炉の運転中に非常用直流母線が</p>	<p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (12) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

<p>ホ 試験研究用原子炉（ニ）に規定するナトリウム冷却型高速炉を除く。に係る原子炉の運転等（以下「試験研究用原子炉施設」という。）</p>	
<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。 (2) 原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 (3) 原子炉制御室が使用できなくなること。 (4) その他原子炉施設以外に起因する事</p>	<p>一となった場合ににおいて、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。 (5) 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 (6) 原子炉制御室が使用できなくなることに伴い、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 (7) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

<p>ヘ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しないものに限る。）であつて、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であつて、照射済燃料集合体が十分な期間にわたりに冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に</p>	
<p>(1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 (2) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたりに冷却されたものとして原子力規制委員会</p>	<p>ト 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>
<p>(1) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第五十七條第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二條第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八條第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二條第一項</p>	<p>照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る原子炉の運転等のための施設 （使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>

が定めた施設以外のもの

- の基準に適合しない場合には、五分間以上継続すること。
- (2) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。
- (3) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
- (4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化するにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- (5) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- (6) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- (7) その他原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

リ 再処理設備に係る原子炉の運転等のための施設（以下「再処理施設」という。）

- (1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。
- (2) 制御室が使用できなくなること。
- (3) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- (4) 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- (5) セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。
- (6) 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。
- (7) その他再処理施設以外に起因する事が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

又 原子炉の運転等のための施設（イからリまでに掲げるものを除く。）

力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

第八條 法第十一條第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 放射線測定設備は、原子力事業所に当該原子力事業所内に二式以上設置されていること。ただし、原子力事業所内に設置する一式の放射線測定設備は、原子力事業所（前条第一号の表ホ及び又に掲げる施設（同表又に掲げる施設にあっては、原子炉に係るものを除く。）が設置されているものに限る。）の隣地その他の近隣の場所にある次号から第四号までに掲げる基準を満たす放射線測定設備をもって代えることができる。
- 二 当該放射線測定設備による放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある障害物が当該放射線測定設備の付近に存在していないこと。

第九條 法第十一條第五項の規定により放射線測定設備の性能について検査を受けようとする者は、防災業務計画等命令第五條第一号の届出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- 四 放射線測定設備の性能を維持し、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録に基づいた放射線測定設備検査済証を交付すること。

- 三 放射線測定設備の性能は、次に掲げるところによること。
 - イ ガンマ線について単位線量当量率（設定した単位時間の放射線量（吸収線量）によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値）を一時間当たりの数値に換算したものをいう。）を継続的に測定できるものであること。
 - ロ 検出された数値があらかじめ設定した値以上である場合において、確実に警報を発することができるとあること。
 - ハ 測定した数値が正確に検出され、当該数値が確実に記録されるものであること。
 - 四 放射線測定設備の維持は、次に掲げるところによること。
 - イ 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とすること。
 - ロ 放射線測定設備を設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態となっていないこと。
 - ハ 毎年一回以上定期的にその校正を行うこと。

第十條 法第十一條第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録し、かつ、その記録に基づいた放射線測定設備検査済証を交付すること。

線量を紙面又は出力装置の映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前項の規定による記録の保存期間は、一年間とする。

(防災訓練の実施の結果の報告)
第十一条 法第十三条の二第一項の規定による報告は、別記様式第四の報告書によってしなければならない。

(原子力緊急事態の発生を示す事象)
第十二条 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第五条第一項の表の上欄に掲げる場合に

応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。
2 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、再処理事業者にあつては、空気中の放射性物質については前項の規定によるものとし、水中の放射性物質については当該放射性物質による実効線量が五ミリシーベルトとなる値を、一回の海洋放出中に検出することとする。

第十三条 令第六条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第六条第二項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に百を乗じて得たものとする。
2 令第六条第四項第二号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。
3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により第一項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

イ 沸騰水型軽水(1) 原子炉の非常停止が必須(実用発電用の必要な場合において、全ての停止ものに限り、東京止操作により原子炉を停止す電力株式会社福島第一原子力発電所停止したことを確認すること
第一原子力発電所のうち、ができないこと。
一号炉、二号炉、(2) 原子炉の運転中に非常三号炉及び四号炉用炉心冷却装置の作動を必要を除去。予においてとする原子炉冷却材の漏えい(同じ。)に係る原が発生した場合において、全子炉の運転等のための非常用炉心冷却装置等にの施設(当該施設による注水が直ちにできないこと設が規制法第四十三
三条の三の六第一項第四号の基準に喪失した場合において、全ては原子炉容器内に非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。
(3) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が適合しない場合又は原子炉容器内の注水が直ちにできないこと。
(4) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
(5) 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によつて当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
(6) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。
(7) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。
(8) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
(9) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心を

冷却装置等による注水ができないこと。
(10) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
(11) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できないこと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。
(12) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
(13) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

内に照射済燃料集での非常用炉心冷却装置及び合体が存在しない場合を除く。)
(3) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
(4) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
(5) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。
(6) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。
(7) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
(8) 蒸気発生器の検査その他の目的を下げた状態に、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
(9) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
(10) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状

ロ 加圧水型軽水(1) 原子炉の非常停止が必須(実用発電用の必要な場合において、全ての停止ものに限り、)に係止操作により原子炉を停止する原子炉の運転等ができないこと、又は当該施設が規制法第ができないこと。
四十三條の三の六(2) 原子炉の運転中に非常第一項第四号の基用炉心冷却装置の作動を必要に適合しない場とする原子炉冷却材の漏えい合又は原子炉容器が発生した場合において、全

内に照射済燃料集での非常用炉心冷却装置及び合体が存在しない場合を除く。)
(3) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
(4) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
(5) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。
(6) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。
(7) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
(8) 蒸気発生器の検査その他の目的を下げた状態に、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
(9) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
(10) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状

<p>態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いづれも原子炉制御室に設置されたものに限り）が使用できなくなることを。</p> <p>(11) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(12) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制要な場合において、制御棒の法第二項第五項に挿入（電動駆動による挿入を規定する発電用原除く。）により原子炉を停止す子炉に限る。）に係ることができないこと、又は原子炉の運転等停止したことを確認することのための施設（原がでないこと。）</p> <p>(1) 原子炉の非常停止が必須な場合において、制御棒の法第二項第五項に挿入（電動駆動による挿入を規定する発電用原除く。）により原子炉を停止す子炉に限る。）に係ることができないこと、又は原子炉の運転等停止したことを確認することのための施設（原がでないこと。）</p> <p>(2) 原子炉の運転中に原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在し、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(3) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合）に、三分間以上）継続すること。</p>
--	--

<p>(5) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(6) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>(7) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>(8) 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(9) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いづれも原子炉制御室に設置されたものに限り）が使用できなくなることを。</p> <p>(10) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(11) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(5) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(6) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>(7) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>(8) 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(9) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いづれも原子炉制御室に設置されたものに限り）が使用できなくなることを。</p> <p>(10) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(11) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
---	---

<p>ニ ナトリウム冷却型高速炉（ハ）に要な場合において、制御棒の規定するものを除く。）により原子炉を停止すの運転等のため（原子炉容器停止したことを確認すること）に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>(1) 原子炉の非常停止が必須な場合において、制御棒の規定するものを除く。）により原子炉を停止すの運転等のため（原子炉容器停止したことを確認すること）に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>(2) 原子炉の運転中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(3) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(4) 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(5) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(9) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>ニ ナトリウム冷却型高速炉（ハ）に要な場合において、制御棒の規定するものを除く。）により原子炉を停止すの運転等のため（原子炉容器停止したことを確認すること）に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>(1) 原子炉の非常停止が必須な場合において、制御棒の規定するものを除く。）により原子炉を停止すの運転等のため（原子炉容器停止したことを確認すること）に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>(2) 原子炉の運転中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(3) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(4) 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(5) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(9) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
---	---

<p>ホ 試験研究用原子炉施設</p> <p>難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(1) 原子炉の非常停止が必須な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(2) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>へ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉（2））</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部まで低下すること。</p> <p>(2) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設及び四号炉を除く物質又は放射線が異常な水準（に係る原子炉で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、施設（規制法第四原子力事業所周辺の住民の避難十三条の三の六）を発生する必要がある事象）に適合しないものに限る。）であつて、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であつて照射済燃料集合体が十分な期間にわたって冷却されたものとして原子力規制委員会が定められたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p> <p>ト 東京電力株式会社福島第一原子</p>
--	--

別記様式第3 (第9条関係)

別記様式第3 (第9条関係) (申請書様式) (申請書様式) (申請書様式)

原子力規制委員会
放射性物質汚染対処特措法第15条第3項の規定
に基づき必要な資料を提出することとする。

申請書	提出日	年 月 日
審査結果	通知日	年 月 日
備考	備考	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

別記様式第4 (第11条関係)

別記様式第4 (第11条関係) (申請書様式) (申請書様式) (申請書様式)

原子力規制委員会
放射性物質汚染対処特措法第15条第3項の規定
に基づき必要な資料を提出することとする。

申請書	提出日	年 月 日
審査結果	通知日	年 月 日
備考	備考	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。